

（一社）日本鑄鍛鋼会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年2月4日

一般社団法人日本鑄鍛鋼会

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年10月14日～12月5日
- ・ 調査企業：（一社）日本鑄鍛鋼会の会員企業48社を対象
- ・ 回答企業：38社
- ・ 回答率：79.2%

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓ 「価格決定方法の適正化」については、発注側として価格転嫁協議は90%が概ね対応しており、対応していない回答は無かった。変動コストの価格転嫁については、75%以上が概ね反映できていた。労務費の転嫁については、80%以上が概ね反映できていた。
- ✓ 「支払い条件」については、50%以上が「全て現金払い」となっており、残りについても現金と電子債権の併用であった。電子債権利用会社は支払いサイトについても取適法施行後は60日以内に短縮化する予定。
- ✓ 「減額要請」については、95%が「要請したことない」と回答し、残りについても協議実施や別の形で適正コスト負担を実施していた。
- ✓ 「型取引の適正化」については、保管費用支払いは半数以上が「すべての会社を実施」となっていたが、一部にとどまっている会社もあった。不要な型の廃棄費用支払いについては、半数が「すべての会社を実施」となっていた。
- ✓ 「知的財産等への対応」については、知財取引については、70%以上が知財保護に向けた取り組みを実施しており、その中でも「秘密保持契約締結」や「ノウハウや技術情報の要求」に関して対応されていた。
- ✓ 「働き方改革への対応」については、90%以上の会社が発注先へ「配慮している」と回答した。短納期発注や急な仕様変更を行う際も、適正コスト負担は進んでいた。また半数が「短納期発注や急な仕様変更はしない」と回答しており、課題は少ない。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

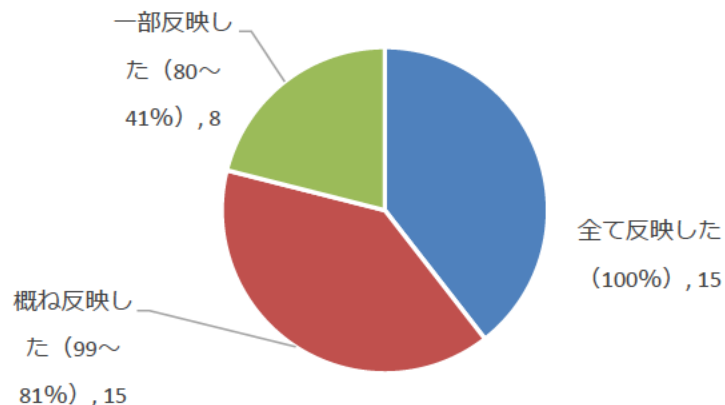
重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

【分析結果・今後の課題】

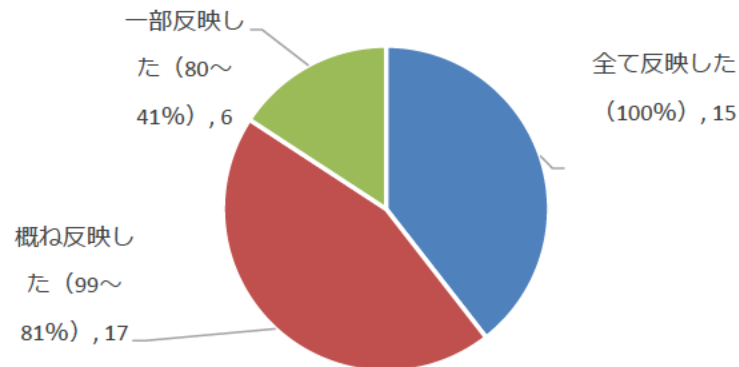
- ・価格転嫁の協議については、発注側として90%が概ね対応しており、対応していない回答は無かった。
- ・変動コストの価格転嫁については、75%以上が概ね反映できていた。
- ・労務費の転嫁については、80%以上が概ね反映できていた。

【設問と回答】

設問. 単価の決定・改定にあたり、コスト全般の変動の価格反映状況



設問. 労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等による労務費の上昇）の価格反映状況



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・取適法やガイドライン、自主行動計画に関し、各企業への周知徹底を継続し、合理的な価格決定へ向け、次年度フォローアップ調査での改善を目指す。
- ・労務費の変動の価格反映については、更なる改善を目指して、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を企業に利用してもらうため、担当者を含め、経営者層にも理事会・総会その他会議を通じて、再度の周知徹底を行う。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

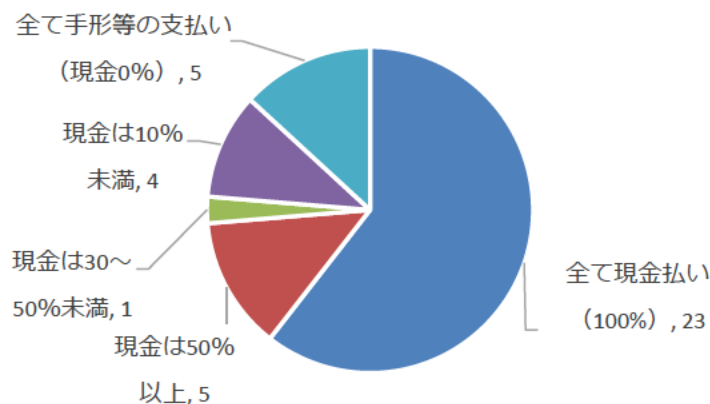
重点課題に対する取組 ② 支払条件

【分析結果・今後の課題】

- ・現金払いについては、50%以上が「全て現金払い」となっており、残りについても現金と電子債権の併用であった。
- ・手形等のサイトについては、調査時点では60%が60日以内、40%が60日超となっていた。
- ・2026年1月1日以降の取引の代金の支払い方法については、取適法施行に伴い、現在手形利用会社は現金払いへの変更または電子債権（60日以内）へのサイトへの短縮を行う予定との回答であった。

【設問と回答】

設問. 直近1年間で、最も取引金額が大きい仕入先（発注先）との取引において、現金払い（製品等の受領日から60日以内の現金払）の割合をお答えください。



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②支払条件

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 代金の現金払い化または電子債権（60日以内支払い）は取適法施行後に達成できる予定だが、電子債権利用者も多く、すべて現金払い化の達成へ向けて、会員企業へ取適法やガイドライン等の周知徹底を図る。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

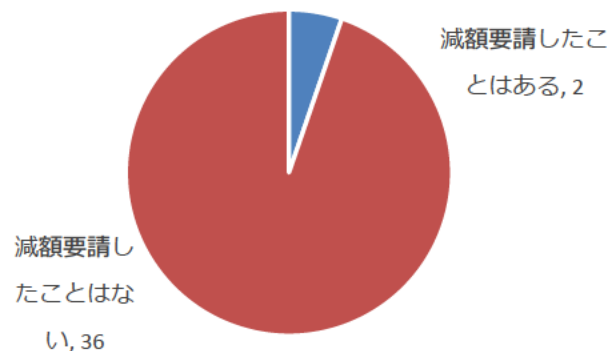
重点課題に対する取組 ③減額要請

【分析結果・今後の課題】

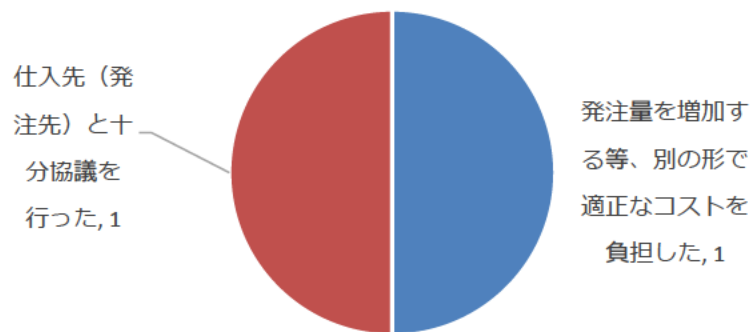
・減額要請については、95%が「要請したことない」と回答しており、「要請した」2社についても「協議実施や別の形で適正コスト負担」を実施しており、一方的な要請は行っていない。

【設問と回答】

設問. 直近1年間で、取引を行う仕入先（発注先）との取引について、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた若しくは支払代金の割り戻しを要請した（以下、「減額要請した」という）ことはありますか。



設問. 歩引きやリベート等の減額要請を行うにあたり、仕入先（発注先）のために実施した行為についてあてはまるものをお答えください。



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③減額要請

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・原価低減要請を行わない割合は高いものの、要請する際は協議実施や発注量増加に関するコストの明確化や業務協力などを行う形を取適法やガイドラインを基に周知徹底する。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④型取引

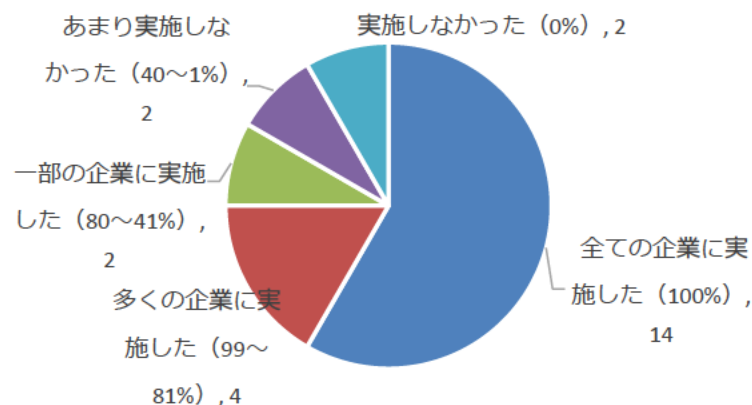
【分析結果・今後の課題】

- ・型の保管費用支払いについては、半数以上が「すべての会社を実施」となっていたが、一部にとどまっている会社もあり、今後の課題。
- ・不要な型の廃棄費用支払いについては、半数が「すべての会社を実施」となっていた。これも一部にとどまっている会社も多く、課題が残っている。

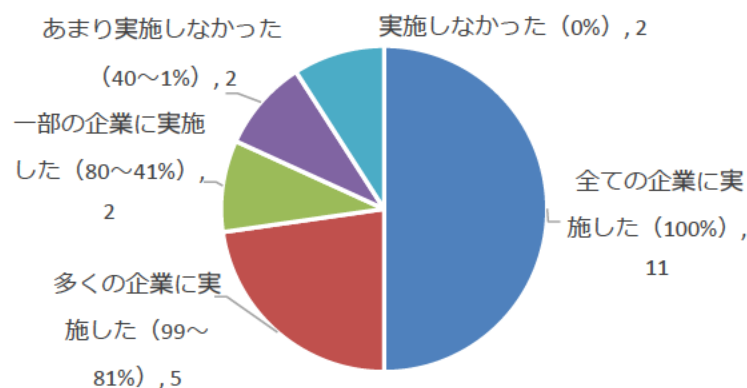
【設問と回答】

設問. 直近1年間の仕入先（発注先）に対する、型管理における適正化や改善への取組の実施状況をお答えください。

③量産終了後の型の保管費用の支払い



④不要な型の廃棄費用の支払い



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④型取引

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 型保管費用や廃棄費用については、取適法により対策が強化されたことから、従来のガイドラインや型管理アクションプランなども含め、積極的に利活用してもらうよう周知徹底を図る。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑤知財取引

【分析結果・今後の課題】

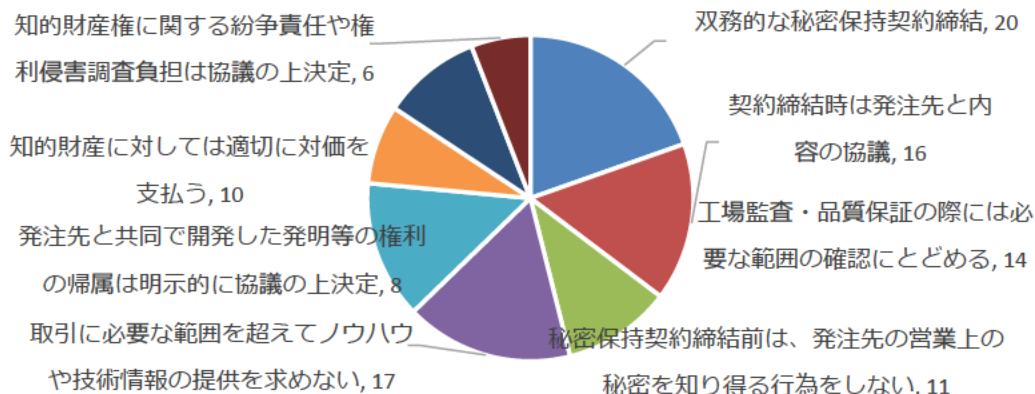
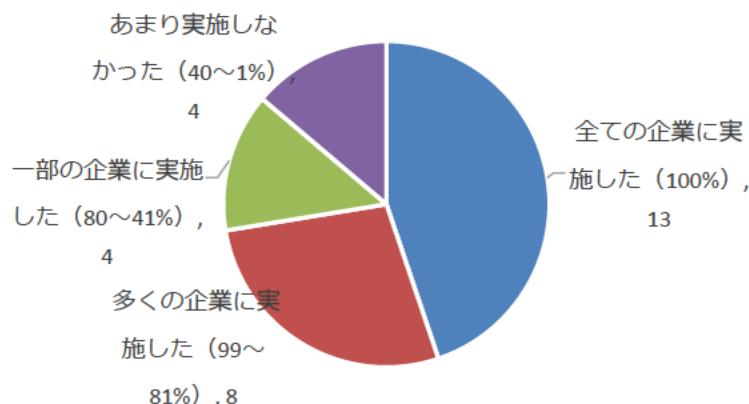
・知財取引については、70%以上が知財保護に向けた取り組みを実施しており、その中でも「秘密保持契約締結」や「ノウハウや技術情報の要求をしない」といった対応がなされていた。

【課題を踏まえた今後のアクション】

・取適法では型等も対象になっていることから、知財保護強化へ向けてガイドライン等の内容を周知徹底する。

【設問と回答】

設問. 直近1年間で、知的財産等を含む取引において適正な取引を実現するための取組（以下、単に「取組」という。）を実施した取引先企業の割合とその実施事項をお答えください。



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑥働き方改革

【分析結果・今後の課題】

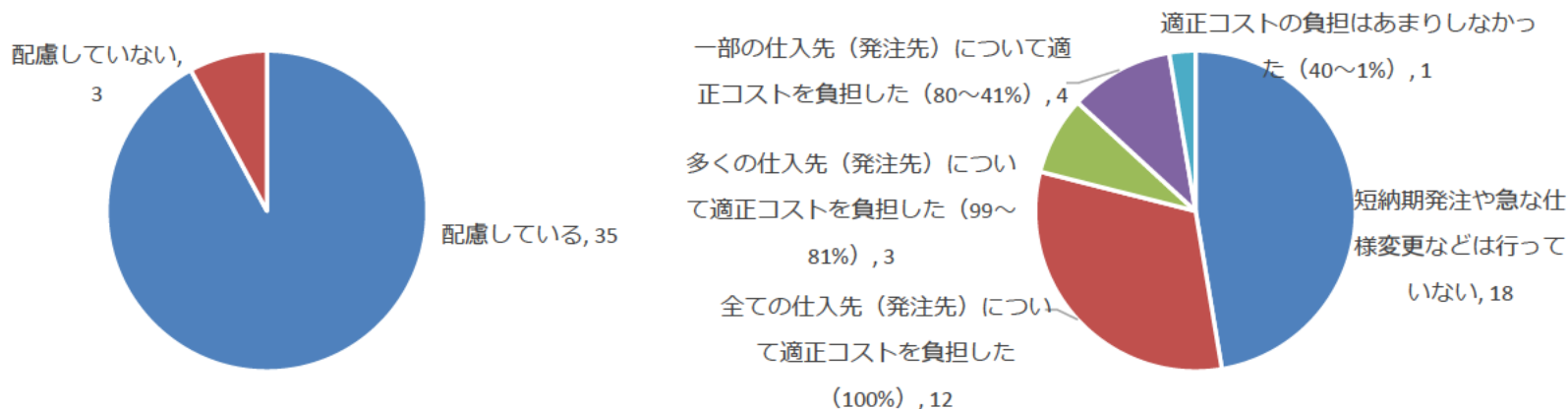
- ・ 働き方改革については、90%以上の会社が「配慮している」と回答した。
- ・ 短納期発注や急な仕様変更を行う際も、適正コスト負担は進んでいた。また半数が「短納期発注や急な仕様変更はしない」と回答しており、課題は少ない。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 発注先への配慮については、更なる改善へ向けて取適法等の周知徹底を行う。

【設問と回答】

設問. 直近1年間で、貴社が仕入先（発注先）に発注を行う際、仕入先（発注先）の働き方に配慮した発注を行っていますか。また、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担していますか



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑦その他

【分析結果・今後の課題】

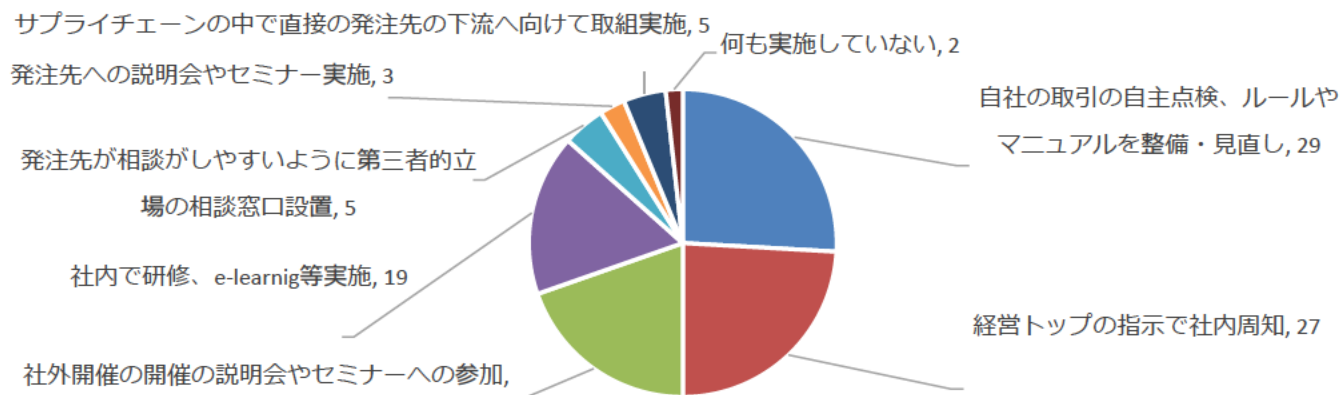
・普及啓発活動については、取引点検やルール再整備、経営トップの指示、研修実施等が行われていた。パートナーシップ構築宣言推進の効果もあった。

【課題を踏まえた今後のアクション】

・下請法から取適法へ法改正が行われたことで、更なるパートナーシップ構築宣言の実施を会員会社へ促す。

【設問と回答】

設問. 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等についてあてはまるもの選択してください。



3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・ 課題共有と適正取引の推進のため、取適法、自主行動計画及び徹底プランの普及、会員企業同士の意見交換会を、令和7年度中に16回実施予定。
- ・ 発注側としての立場としても取引適正化へ向け、適正取引月間やガイドラインの取り組み等を会員企業に周知徹底を図る。
- ・ 素形材企業同士ではなく、機械メーカーなどの需要産業への本趣旨の理解向上へ向けて、素形材団体全体で意見交換等を行うことが重要。